

発行:箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

障害者雇用支援月間に 勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行いました！

箕面市では、障害者の職業的自立意欲の向上と、市内事業所における障害者雇用の推進をめざして、障害者雇用支援月間である9月に勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行っています。

今年も9月1日(火)に勤労障害者のかた5名と障害者雇用優良事業所2事業所を表彰いたしました。市内各事業所におかれましては、引き続き障害者雇用のご理解とご協力をお願いいたします。

障害者雇用優良事業所

株式会社ハートス 様

粧美堂株式会社 箕面物流センター 様

-目次-

- 障害者雇用支援月間に勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行いました！
[箕面市]・・・1ページ
- 大阪府最低賃金について [大阪労働局]・・・2ページ
- 「働き方改革関連法」について
中小企業等に対する支援策について（雇用調整助成金を含む）
[淀川労働基準監督署]・・・3ページ
- 正社員と非正規社員間の不合理な待遇差が禁止されます！ [大阪労働局]・・・4ページ
- 「雇用保険適用窓口」の受付時間変更のお知らせ [池田公共職業安定所]・・・5ページ
- 雇用保険関係の電子申請ご利用をお勧めしています！ [池田公共職業安定所]・・・6ページ
- 大阪府労働相談センターのご案内 [大阪府雇用推進室労働環境課]
2020年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内[公財]21世紀職業財団]・・・7ページ
- あなたのシューカツを応援します！ 箕面1日ハローワーク [箕面市]・・・8ページ



大阪府最低賃金

時間額 9 6 4 円

(令和元年10月1日から **引き続き令和2年10月からも**)

(最低賃金の確認方法とは?)

1	時間給制の場合	時間給 \geq 最低賃金額
2	日給制の場合	日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
3	月給制の場合	月給額 \div 年平均1ヶ月の所定労働時間 \geq 最低賃金
4	請負給の場合 (出来高払制)	賃金算定期間(賃金締切期間)に支払われた総額 \div その期間の総労働時間 \geq 最低賃金
5	1~4が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金

(最低賃金の計算額から除外するものとは?)

1	精皆勤手当・通勤手当・家族手当
2	1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
3	臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
4	時間外・深夜労働および休日労働に対する賃金

事業主支援制度 賃金引き上げを応援します!

● **業務改善助成金(2020(令和2)年度)** ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。例えば…

- ・小売業が在庫管理システムを導入し、バーコード読み取りでリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間を省くことができた。
- ・飲食店がレイアウト変更を行い、店員と来店客との導線が分かれて業務が効率化された。
- ・パン製造販売業が大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げにかかる時間を短縮できた。

<詳しくは> 大阪市中央区大手前4-1-67

大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金第一係

TEL 06-6941-4630

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

● **キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)** ※中小企業以外も利用可能

すべて又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

(※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります)

<詳しくは> 大阪市中央区常磐町1-3-8

大阪労働局 職業安定部 雇用保険課 助成金センター

TEL 06-7669-8900

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

「働き方改革関連法」が順次施行

～対応はお済ですか？～

1 時間外労働の上限規制が導入

施行：2019年4月～（中小企業は2020年4月～）

▶ 時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間となります。

▶ 臨時的な特別の事情がある場合（特別条項）（年6回以内）でも

① 時間外労働・・・年720時間以内

② 時間外労働＋休日労働・・・月100時間未満かつ、複数月（2～6か月）平均で月80時間以内

とする必要があります。

適用を猶予・除外する業務は、建設業、自動車運転の業務、医師、新技術・新商品等の研究開発業務です。

2 年次有給休暇の確実な取得

施行：2019年4月～

▶ 年次有給休暇が年10日以上ある労働者について、そのうち5日は必ず取得させなければなりません。

3 不合理な待遇差の禁止

施行：2020年4月～（中小企業は2021年4月～）

▶ 同じ企業の中で、正社員と非正規社員（パート・有期・派遣）との間で、賃金などの待遇に不合理な差をつけることが禁止されます。

▶ 非正規社員から求めがあれば、待遇差の内容や理由を説明する必要があります。

4 産業医・産業保健機能の強化

施行：2019年4月～

▶ 産業医の活動環境を整備し、労働者の健康管理等に必要な情報を産業医に提供する必要があります。

中小企業等に対する支援策（雇用調整助成金を含む）

（無料）

淀川労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

淀川労働基準監督署では、中小企業・小規模事業者に対する支援の一環として、労働時間相談・支援班が、個別の事業場を訪問し、ご希望に沿いつつ改正法の内容を含めた労働時間制度に関する説明を行い、個別に労働時間制度等に関する御相談に応じる訪問支援の取り組みを行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による労働時間の変更、変形労働時間制の導入・変更、36協定の特別条項の取扱い、労働基準法第33条（災害その他避けることができない事由によって、臨時的必要がある場合）の適用の問い合わせ、雇用調整助成金の申請書の一般的な作成方法等についてもお受けしています。

連絡先は、06-7668-0268 です。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、企業訪問による相談援助や電話相談等により、技術的な支援を提供します。

連絡先は、0120-068-116（フリーダイヤル）です。

まずは、相談窓口をお気軽にご利用ください！！ ★全て無料

【各労働基準監督署内 労働時間相談・支援コーナー】

大阪労働局 労働時間相談・支援コーナー

検索

【大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター（厚生労働省大阪労働局委託事業）】

大阪労働局 働き方改革支援・賃金相談センター

検索



中小企業事業主の皆さまへ

2021年4月1日から（大企業は2020年4月1日から）

正社員と非正規社員の間 不合理な待遇差が禁止されます！

パートタイム・有期雇用労働法施行！

※派遣労働者については、改正後の労働者派遣法によります（2020年4月1日施行）

ポイント！

◎ **不合理な待遇差の禁止**

- ・同一企業内において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
- ・同一労働同一賃金ガイドライン（指針）では、どのような待遇差が不合理に当たるかの原則となる考え方と具体例を示しています。（待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください）

（なお、派遣先は派遣元事業主に、労働者派遣法に定める待遇情報を提供しなければなりません。）

◎ **労働者に対する待遇に関する説明義務の強化**

- ・非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。
- ・事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

◎ **行政による事業主への助言・指導等や紛争解決援助制度の整備**

- ・都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。
- ・「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、紛争解決援助 制度の対象となります。

Q 事業主は、不合理な待遇差を解消するために具体的にどのような取組みをすればいいのでしょうか？

- A 同一企業内にパートタイム労働者・有期雇用労働者がいる場合には、まずは、それらの労働者の待遇（賃金や教育訓練、福利厚生等）がどのようなものとなっているかを洗い出してみましょう。そして、個々の待遇が正社員と同一か否か、異なる場合には、その理由について、職務の内容、職務の内容や配置の変更範囲等の違いなどによって「不合理ではない」と説明できるか否かを確認してみましょう。
待遇差が「不合理ではない」と言いがたい場合には、待遇の改善を検討しましょう。

大阪労働局雇用環境・均等部 指導課
〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館8階
☎06-6941-8940
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

※「パート・有期労働ポータルサイト」に、自主点検支援ツールや解説動画、参考資料を掲載しています。
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

※具体的な取組手法は「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」で個別支援を受けることができます。
☎0120-068-116
✉ hatarakikata@sr-osaka.jp



「雇用保険適用窓口」の受付時間変更のお知らせ

<令和2年1月から、8:30～16:00になります>

～便利な電子申請をご利用ください～

1 窓口来所の場合の受付時間変更

政府では、行政手続に掛かる事業者の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。電子申請の利便性の向上に向けたこれまでの取組や特定法人の電子申請義務化に向けた動きなどにより、電子申請率は着実に上昇しています。

この取組を加速するため、ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口（※）の受付を**16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしました。**

事業者などの皆さま、電子申請処理の迅速化のため、窓口受付時間の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。また、この機会に、ぜひ便利な電子申請をご利用ください。

（※）事業者などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。

2 電子申請に対応したソフトウェアを活用すると簡単。

外部連携API対応のソフトウェアを用いることにより、申請データの作成から、申請、公文書取得までの全ての機能をソフトウェア上から行えるようになります。既存の電子申請では必要であったe-Gov電子申請のWebサイト上からの操作は不要となり、既存の電子申請方法と比較しても操作方法や進捗管理が簡便に行えるようになり、より効率的な申請・届出業務が行えるようになります。



- ☞ 16時を過ぎてお持ちいただいた場合、当日処理を行わず、書類を預らせていただき、翌日処理とさせていただきますのでご了承ください。
- ☞ 郵送の場合、郵送に伴うチェック作業等のため、来所や電子申請による申請・届出より所要期間が長くなりますのでご了承ください。

◎詳細は、ハローワークまたは各都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。



雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**のご提出をお願いいたします。

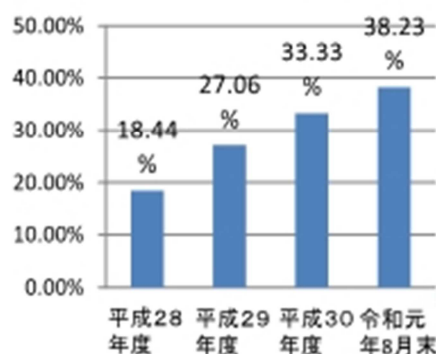
★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

そのため、電子申請による届出に関連した手続き等を集中的に行うため、**雇用保険適用窓口の受付時間を16時まで**と変更させていただきます。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討いただくとともに、適用窓口の受付時間変更についてご理解いただきますようお願いいたします。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は

e-Gov

イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / FAX：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> オンライン申請ガイドブック <https://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>

・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

・e-Gov 電子申請講習会資料 <https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。

 都道府県労働局・ハローワーク

大阪府労働相談センターのご案内

大阪府の労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇用する方からのさまざまな労働相談（電話又は面談）をお受けしています。また、豊能、泉北、南河内地域において、出張相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

【相談・お問合せ窓口】

相談窓口	所在地	利用時間	電話番号
労働相談センター	大阪市中央区石町2-5-3 府立労働センター (エル・おおさか) 南館3階	【日常相談】 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後6時まで (午後0時15分から午後1時を除く) 【夜間相談】 毎週木曜日：午後8時まで	【労働相談】 06-6946-2600 【セクハラ・女性相談】 06-6946-2601 ご希望により女性相談員の対応も可能です。 【専門相談（要予約）】 ○弁護士・社会保険労務士による相談 ○精神科医・心理カウンセラー・産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談 06-6946-2600までお問合せください。
出張労働相談窓口	豊能 池田市城南1-1-1 豊能府民センタービル1階	第1・3・5木曜日 午前10時から午後1時まで 第2・4木曜日 午後1時30分から午後4時30分まで	【受付】06-6946-2600 利用前日までに要予約 面談のみ
	泉北 堺市西区鳳東町4-390-1 泉北府民センタービル2階	第1・3・5火曜日 午前10時から午後1時まで 第2・4火曜日 午後1時30分から午後4時30分まで	
	南河内 富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル1階	毎週金曜日 午後2時から午後5時まで	

※土日祝、年末年始はお休みです。いずれも無料で実施します。

21世紀職業財団

2020年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

開催日時 2021年1月19日(火) 13:30~16:30
開催方法 オンライン (Webシステム利用・全国どこからでもご参加いただけます。)
担当講師 客員講師 杉本登志子

2. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきが得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2021年2月2日(火) 9:30~16:30
開催方法 オンライン (Webシステム利用・全国どこからでもご参加いただけます。)
担当講師 客員講師 村田早苗

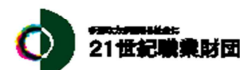
3. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー スキルアップ編

相談者の訴えが複雑すぎる、重要な情報を記録できずハラスメント防止委員会に正確に報告できなかったなど、複雑な相談対応・正確な相談記録の書き方を学びます。

開催日時 2021年2月19日(金) 9:30~17:00
開催方法 オンライン (Webシステム利用・全国どこからでもご参加いただけます。)
担当講師 客員講師 八木亜紀子

【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所 TEL (06) 4963-3820

E-mail: kansai@jiwe.or.jp
URL: <http://www.jiwe.or.jp>



あなたのシューカツ、応援します！

箕面 1 日
ハローワーク

11/27 (金) 午後 1 時から
4 時 30 分
場所 らいとびあ21

「働きたいけど仕事が見つからない」「自分の希望の求人ってあるの？」など、悩んでいるあなた！この機会に仕事探しや悩みを相談してみませんか？お気軽にご来場ください！

求職相談ブース

箕面市・近隣地域の最新の求人情報をご提供！
ハローワーク池田の専門スタッフによる就労相談も受けられます！

若者就労相談ブース

「働きたいけど何から始めれば…」 「就活を始める自信がない」など、就職や自立に悩んでいる、もしくはステップアップを目指したいかたのお話を、とよの地域若者サポートステーションのスタッフがじっくりお聞きします！

働きたいママ向け相談ブース

保育園入園の心配ごとや子育てしながら働くことへの心配ごと、お仕事探しに必要な相談や求人情報の提供を行います！

生活相談ブース

新型コロナウイルス感染症の影響などによる減収や失業についての相談や、その他生活全般における相談を箕面市社会福祉協議会の自立相談支援員が受け付けます！

労働相談ブース

解雇・雇止めやハラスメントに関する相談受付のほか、これから働くにあたって知っておくべき『ワークルール』について、大阪府の相談員がアドバイスします！

一時保育あります

対象：1歳6か月～就学前
定員：10名

11/17(火)までに要予約！

<会場へのアクセス>



阪急バス停「萱野三平前」下車 (徒歩3分) または
「萱野小学校前」下車 (徒歩10分)

セミナー
同時開催

知っておきたい！ 仕事で困ったときどうする！？



コロナ等による突然の失業や長期間の無業状態、職場のトラブル、不安定な働き方など、「自分だけではどうすればいいかわからない」悩みを抱えておられないですか？

仕事・生活に関する困り事を相談できる窓口や支援メニューなどを知り、それぞれの状況に応じた相談先や対処法を考えましょう。

【講師】 ^{しらまさ} 白砂 ^{あきこ} 明子 さん(一般社団法人キャリアブリッジ代表理事)
【時間】 午後1時～3時

一般社団法人キャリアブリッジは、就労・自立を目指す若者や女性に対し、継続的な就労と幸福な生活を獲得することを目的に、様々な分野の専門家がチームとなり、個別的対応で「仕事」「進路」探しを応援する団体です。

【お問い合わせ】

箕面市 地域創造部 箕面営業室

TEL:072-724-6727 FAX:072-722-7655

たくさんのご来場をお待ちしている
でござる！



共催：箕面市、ハローワーク池田、ハローワークプラザ千里、特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝、社会福祉法人箕面市社会福祉協議会、とよの地域若者サポートステーション、箕面市人権協会北芝地域協議会、大阪府

<北大阪地域労働ネットワーク事業>